経営診断受診促進事業助成金交付要綱

平成１８年７月３日　　制定

令和元年５月２１日一部改正

公益社団法人　全日本トラック協会

（目的）

第１条　この要綱は、全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）が行う、総合的な経営診断の受診を促進するための助成金（以下「助成金」という。）交付に関して、必要な事項を定め、適正かつ円滑に事業を推進することを目的とする。

（助成対象）

第２条　助成対象は、都道府県トラック協会（以下「地方ト協」という。）会員の中小トラック運送事業者（以下「事業者」という。）であって、中小企業診断士等が実施する全ト協標準経営診断システムによる総合的な経営診断（以下「経営診断」という。）および、経営診断結果に基づく経営改善相談を受診した事業者（以下「受診事業者」という。）とする。

２　第１項の中小企業診断士等は、全ト協との契約がある者、又は、地方ト協の推薦がある者とする。

（助成対象経費）

第３条　助成対象経費は、経営診断および経営改善相談の受診に係る直接費用とし、別に定めるものとする。

（助成金の交付額）

第４条　経営診断の助成金交付額は、１事業者あたり対象経費（税別）の２分の１、８万円とする。なお、申請時に安全性優良事業所(Ｇマーク)を取得する事業所は１０万円とする。

２　経営改善相談の助成金交付額は、１事業者あたり２万円とする。なお、申請時に安全性優良事業所(Ｇマーク)を取得する事業所は３万円とする。

（予算総額）

第５条　予算総額は、３１０万円とする。

（助成対象事業者数）

第６条　助成対象者事業者数は予算の範囲内とする。

（申請受付期間）

第７条　申請受付期間は、令和元年６月１日から令和２年２月２９日までとする。但し、予算総額に達し次第、募集は締め切るものとする。

（経営診断・受診申し込み）

第８条　事業者が経営診断を受診しようとするときは、適用の可否について地方ト協の確認を得た上で、様式１の「経営診断受診申込書」（以下「診断申込書」という。）を地方ト協に提出する。

２ 前項の診断申込書を受理した地方ト協は、様式２の「経営診断受診申請書」を直ちに全ト協に提出する。

（経営診断・受診申請受付通知）

第９条　全ト協は、前条の申請書を受理した場合は、様式３の「経営診断受診申請受付通知書」により、地方ト協に通知する。

２　前項の通知を受けた地方ト協は、様式４の「経営診断受診申込受付通知書」により、事業者に通知する。

（経営診断・助成金交付申請）

第１０条　受診事業者が、本助成金の交付を受けようとするときは、経営診断の受診完了後、様式５の「経営診断受診促進助成金交付請求書」に診断費用支払の書類(振込明細もしくは領収証の写し)、経営診断（ステップ１）受診後調査票を添付の上、直ちに地方ト協に提出する。

２ 　前項の請求書を受理した地方ト協は、様式６の「経営診断受診促進助成金交付申請書」を直ちに全ト協に提出する。

（経営診断・助成金交付）

第１１条　全ト協は、前条第２項の規定による申請書を受理したときは、当該申請に係る書類を審査し、助成金を交付すべきものと認めたときは交付の決定を行い、様式６を提出した地方ト協に対し、提出日の翌月末日に助成金を交付する。

２　　全ト協は、前項の決定に際して、必要な条件を付すことができる。

３　　地方ト協は、全ト協から交付された助成金を受診事業者に交付する。

（経営改善相談・申し込み）

第１２条　経営診断受診後、事業者が経営改善相談を希望するときは、様式７の「経営改善相談申込書」（以下「相談申込書」という。）を県ト協に提出する。

２ 前項の相談申込書を受理した県ト協は、様式８の「経営改善相談申請書」を直ちに全ト協に提出する。

（経営改善相談・受付通知）

第１３条　全ト協は、前条の相談申込書を受理した場合は、様式９の「経営改善相談受付通知書」により、地方ト協に通知する。

２　前項の通知を受けた地方ト協は、様式１０の「経営改善相談受付通知書」により、事業者に通知する。

（経営改善相談・助成金交付申請）

第１４条　事業者が、本助成金の交付を受けようとするときは、経営改善相談終了後、様式１１の「経営改善相談助成金交付請求書」に診断費用支払の書類(振込明細もしくは領収証の写し)および、中小企業診断士等が作成した経営改善相談実施記録、経営改善相談（ステップ２）受診後調査票を添付の上、直ちに地方ト協に提出する。

２ 　前項の請求書を受理した地方ト協は、様式１２の「経営改善相談助成金交付申請書」を直ちに全ト協に提出する。

（経営改善相談・助成金交付）

第１５条　全ト協は、前条第２項の規定による申請書を受理したときは、当該申請に係る書類を審査し、助成金を交付すべきものと認めたときは交付の決定を行い、様式１２を提出した地方ト協に対し、提出日の翌月末日に助成金を交付する。

２　　全ト協は、前項の決定に際して、必要な条件を付すことができる。

３　　地方ト協は、全ト協から交付された助成金を受診事業者に交付する。

（経営診断・経営改善相談申請の取下げ）

第１６条　受診申込受付後、および、経営改善相談受付後に事業者が経営診断受診を辞退する場合、事業者は、速やかに様式１３の「経営診断受診・経営改善相談取下届出書」を地方ト協に提出する。

２ 　前項の届出書を受理した地方ト協は、様式１４の「経営診断受診・経営改善相談取下届出書」を直ちに全ト協に提出する。

（助成金の返還）

第１７条　全ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、地方ト協を通じて事業者に対し既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

(1)この要綱その他全ト協が定める事項に違反したとき

(2)虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

２　前項の規定により返還を命じられた事業者については、全ト協が行う

助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は

交付決定を行わないものとする。

（その他必要な事項）

第１８条　この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、全ト協が別にこれを定める。

（附則）

第１条　本要綱は平成１８年７月３日より適用する。

（附則）

第１条　本要綱は平成１９年２月９日より適用する。

（附則）

第１条　本要綱は平成２０年７月２２日より適用する。

（附則）

第１条　本要綱は平成２１年７月１５日より適用する。

（附則）

第１条　本要綱は平成２２年７月１５日より適用する。

（附則）

第１条　本要綱は平成２３年７月１５日より適用する。

（附則）

第１条　本要綱は平成２４年６月１１日より適用する。

（附則）

第１条　本要綱は平成２５年６月２４日より適用する。

（附則）

第１条　本要綱は平成２６年４月１５日より適用する。

（附則）

第１条　本要綱は平成２７年５月１２日より適用する。

（附則）

第１条　本要綱は平成２８年５月１６日より適用する。

（附則）

第１条　本要綱は平成２９年５月１９日より適用する。

（附則）

第１条　本要綱は平成３０年５月９日より適用する。

（附則）

第１条　本要綱は令和元年５月２１日より適用する。

様式１（第８条関係）【事業者→地方ト協】

　　年　　月　　日

経営診断受診申込書

　　　　　　　　トラック協会

　会長　　　　　　　　　　　　　　殿

　経営診断受診促進助成金交付要綱第８条に基づき、経営診断の受診について、下記の通り申込みを行います。

記

１．企業名、連絡先等

|  |  |
| --- | --- |
| 所属協会 |  　　　 都・道・府・県トラック協会 |
| フリガナ事業所名 |  |  認定番号 | ※Ｇマーク認定事業所は記入 |
| 法人番号 |  |
| フリガナ代表者名 |  印 |
| 住　　所 |  〒　 　－ |
| 連絡担当者名 |  |
| 所属・役職名 |  |
| 電話番号 |  　　　　　　　 （　　　　　　） |

２．中小企業診断士等の指定 　いずれかに○をつけて下さい。

|  |
| --- |
|  a.（ 　 ）全ト協指定　　　　　 b.（　　　）県ト協推薦  |

　　※上記で、ｂ.に○をつけた場合は、下記にもご記入ください。

|  |  |
| --- | --- |
| 中小企業診断士等名 |  |
| 住　　所 |  〒 |
| 電話番号 |  （　　　　　　） |

３．同意事項

①申込み後に提出する「事前調査表」および「事前提出資料」の内容が診断の対象となること、また、中小企業診断士等が現地診断を実施する際には、中小企業診断士等の質問や要求に誠意をもって対応し、診断がスムーズに進むよう努力することに、同意します。

②決算書をはじめとする各種提出資料、現地調査で提供した資料は返却されずに、経営診断報告書とともに中小企業診断士等が保管することに同意します。

③現地調査に関する費用を負担することに同意します。

　なお、本申込書の受付をもって、診断を実施する契約といたします。

　※代表者署名欄

|  |  |
| --- | --- |
| 氏　名 |  　 　印  |
|  日　付 |  　　　　年　　　　月　　　　日 |

様式２ （第８条関係）【地方ト協→全ト協】

　　年　　月　　日

経営診断受診申請書

公益社団法人　全日本トラック協会

　　会　長　　坂　本　克　己　殿

　　　　　　 　　　　　　 　　　 　　　　　　トラック協会

　　　　　　　　　　　　　　　　 会　長　 印

　経営診断受診促進助成金交付要綱第８条に基づき、経営診断の受診について、下記の通り申請を行います。

 記

１．事業者名 　　 　：

２．法人番号　　　 　　：

３．代表者名 　　 　：

４．所在地 　　 　：

５．電話番号 　　　 ：

６．中小企業診断士等名 ：

※「６．中小企業診断士等名」は、全ト協指定の場合は記入不要。

**・添付書類**

**１．【経営診断受診申込書（様式１）】の写し**

様式３（第９条関係）【全ト協→地方ト協】

　　年　　月　　日

経営診断受診申請受付通知書

　　 トラック協会

　　会　長　　　　　　　　　　　 殿

公益社団法人　全日本トラック協会

会　長　　坂　本　克　己

　　　　　　年　　月　　日付けで申請のあった「経営診断受診申請書」については、下記の通り受診を受け付けましたので通知いたします。

 記

　１．：

　２．：

　３．：

　４．診断専門家：下記のとおり決定いたしました。

　　　　　　　　　　　（専門家名称、連絡先を記載）

様式４ （第９条関係）【地方ト協→事業者】

　　年　　月　　日

経営診断受診申込受付通知書

　　　　　　　　　　　　　 殿

　 　 　　　　 　　　　　　　トラック協会

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　会　長

　　　　　　年　　月　　日付けで申込みのあった「経営診断受診申請書」については、下記の通り受診を受け付けましたので通知いたします。

 記

１．事業者名 　　 　：

２．代表者名 　　 　：

３．所在地 　　 　：

４．電話番号 　　　 ：

５．中小企業診断士等名 ：

様式５ （第１０条関係）【事業者→地方ト協】

　　年　　月　　日

経営診断受診促進助成金交付請求書

　　　　　　　　トラック協会

　　会　長　　　　　　　　　　　殿

　　　　　　 　　　　　　 申請者

　　　　　　　　　　　　　　　　 代表者　 印

　経営診断受診促進助成金交付要綱第１０条に基づき、助成金の交付について、下記の通り請求します。

 記

１．助成金額　　　　　　 ：

２．事業者名 　　　　 ：

３．代表者名 　　　　 ：

４．所在地 　　　　 ：

５．電話番号 　　　　 ：

６．振込先口座 　銀 行 名： 銀行・信用金庫

 支 店 名：

　　　　　　　　　預　　金：普通・当座

　 口座番号：

　　 口座名義：

**・添付書類**

**１．診断費用を振り込んだ際の振込明細書（領収書）または領収書の写し**

**２．経営診断（ステップ１）受診後調査票**

様式６ （第１０条関係）【地方ト協→全ト協】

　　年　　月　　日

経営診断受診促進助成金交付申請書

公益社団法人　全日本トラック協会

　　会　長　　坂　本　克　己　殿

　　　　　　 　　　　　　 　　　 　　　　　トラック協会

　　　　　　　　　　　　　　　　 会　長 印

　経営診断受診促進助成金交付要綱第１０条第２項に基づき、助成金の交付について、下記の通り申請します。

 記

１．助成金額　　　　　　 ：

２．事業者名 　　　　 ：

３．代表者名 　　　　 ：

４．所在地 　　　　 ：

５．電話番号 　　　　 ：

６．振込先口座 　銀 行 名： 銀行・信用金庫

 支 店 名：

　　　　　　　　　預　　金：普通・当座

　 口座番号：

　　 口座名義：　　　　　　　　　　　トラック協会

**・添付書類**

**１．【様式５】の写し**

**２．診断費用を振り込んだ際の振込明細書（領収書）または領収書の写し**

　**３．経営診断（ステップ１）受診後調査票**

様式７（第１２条関係）【事業者→地方ト協】

　　年　　月　　日

経営改善相談申込書

（ステップ２）

　　　　トラック協会

　　会　長　　　　　　　　　殿

事業者名

所 在 地

代表者名　　　　　　　　　印

　経営診断受診促進助成金交付要綱第１２条に基づき、経営改善相談を受けたく、下記のとおり申し込みます。

 記

　１．事業者名 　　　 ：

　２．代表者名 　　　 ：

　３．所在地 　　 　：

　４．電話番号 　　 　：

　５．連絡責任者名　　 　：

　６．連絡先電話番号 　　：

　７．中小企業診断士等名 ：

**※「経営改善相談」を行う診断士は、経営診断を実施した者と同一とする。**

　８．相談希望日　　　 ：第一希望 　　　 年　 月 　日（　　）

 　 ：第二希望 　　　 年　 月 　日（　　）

様式８（第１２条関係）【地方ト協→全ト協】

　　年　　月　　日

経営改善相談申込書

（ステップ２）

公益社団法人　全日本トラック協会

　　会　長　　坂　本　克　己　殿

　　　　　　 　　　　　　 　　　 　　　　　　トラック協会

　　　　　　　　　　　　　　　　 会　長　 　印

　経営診断受診促進助成金交付要綱第１２条に基づき、経営改善相談を受けたく、下記のとおり申請いたします。

 記

　１．事業者名 　　　 ：

　２．代表者名 　　　 ：

　３．所在地 　　 　：

　４．電話番号 　　 　：

　５．連絡責任者名　　 　：

　６．連絡先電話番号 　　：

　７．中小企業診断士等名 ：

**※「経営改善相談」を行う診断士は、経営診断を実施した者と同一とする。**

　８．相談希望日　　　 ：第一希望 　 　　年　 月 　日（　　）

 　 ：第二希望 　　　 年　 月 　日（　　）

**・添付書類**

**１．【様式７】の写し**

様式９（第１３条関係）【全ト協→地方ト協】

　　年　　月　　日

経営改善相談受付通知書

（ステップ２）

　　 トラック協会

　　会　長　　　　　　　　　　　 殿

公益社団法人　全日本トラック協会

会　長　　坂　本　克　己

　　　　　　年　　月　　日付けで申請のあった「経営改善相談申請書」については、下記の通り受け付けましたので通知いたします。

 記

　１．事業者名 　　　 ：

　２．代表者名 　　　 ：

　３．所在地 　　 　：

　４．中小企業診断士等名 ：

　５．相談日　　　　　　 ：　　　 年　 月 　日（　　）

様式１０（第１３条関係）【地方ト協→事業者】

　　年　　月　　日

経営改善相談受付通知書

（ステップ２）

　　　　　　　　　　　　　 殿

　 　 　　　　 　　　　　　　トラック協会

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　会　長

　　　　　　年　　月　　日付けで申請のあった「経営改善相談申請書」については、下記の通り受け付けましたので通知いたします。

 記

　１．事業者名 　　　 ：

　２．代表者名 　　　 ：

　３．所在地 　　 　：

　４．中小企業診断士等名 ：

　５．相談日　　　　　　 ：　　　 年　 月 　日（　　）

様式１１ （第１４条関係）【事業者→地方ト協】

　　　年　　月　　日

経営改善相談助成金交付請求書

（ステップ２）

　　　　　　　　トラック協会

　　会　長　　　　　　　　　　　殿

　　　　　　 　　　　　　 申請者

　　　　　　　　　　　　　　　　 代表者　 印

　経営診断受診促進助成金交付要綱第１４条に基づき、助成金の交付について、下記の通り請求します。

 記

１．助成金額　　　　　　 ：

２．事業者名 　　　　 ：

３．代表者名 　　　　 ：

４．所在地 　　　　 ：

５．電話番号 　　　　 ：

６．振込先口座 　銀 行 名： 銀行・信用金庫

 支 店 名：

　　　　　　　　　預　　金：普通・当座

　 口座番号：

　　 口座名義：

**・添付書類**

**１．診断費用を振り込んだ際の振込明細書（領収書）または領収書の写し**

**２．中小企業診断士等が作成した経営改善相談実施記録(任意様式)**

**３．経営改善相談（ステップ２）受診後調査票**

様式１２ （第１４条関係）【地方ト協→全ト協】

　　　年　　月　　日

経営改善相談助成金交付申請書

（ステップ２）

公益社団法人　全日本トラック協会

　　会　長　　坂　本　克　己　殿

　　　　　　 　　　　　　 　　　 　　　　　トラック協会

　　　　　　　　　　　　　　　　 会　長 印

　経営診断受診促進助成金交付要綱第１４条第２項に基づき、助成金の交付について、下記の通り申請します。

 記

１．助成金額　　　　　　 ：

２．事業者名 　　　　 ：

３．代表者名 　　　　 ：

４．所在地 　　　　 ：

５．電話番号 　　　　 ：

６．振込先口座 　銀 行 名： 銀行・信用金庫

 支 店 名：

　　　　　　　　　預　　金：普通・当座

　 口座番号：

　　 口座名義：　　　　　　　　　　トラック協会

**・添付書類**

**１．【様式１１】の写し**

**２．診断費用を振り込んだ際の振込明細書（領収書）または領収書の写し**

**３．中小企業診断士等が作成した経営改善相談実施記録(任意様式)の写し**

**４．経営改善相談（ステップ２）受診後調査票**

様式１３ （第１６条関係）【事業者→地方ト協】

　　年　　月　　日

経営診断受診・経営改善相談取下届出書

　　　　　　　　　　トラック協会

　　会　長　　　　　　　　　殿

　　　　　　 　　　　　　 申請者

　　　　　　　　　　　　　　　　 代表者　 印

　　　　　年　　月　　日付けで行った「経営診断受診申請」または「経営改善相談」については、下記の通り取り下げることとしたので、経営診断受診促進助成金交付要綱第１６条に基づき、届け出ます。

 記

１．事業者名 　　 　：

２．代表者名 　　 　：

３．所在地 　　 　：

４．電話番号 　　　 ：

５．中小企業診断士等名 ：

様式１４ （第１６条関係）【地方ト協→全ト協】

　　年　　月　　日

経営診断受診・経営改善相談取下届出書

公益社団法人　全日本トラック協会

　　会　長　　坂　本　克　己　殿

　　　　　　 　　　　　　 　　　 　　　　　トラック協会

　　　　　　　　　　　　　　　　 会　長 印

　　　　　年　　月　　日付けで行った「経営診断受診申請」または「経営改善相談」については、下記の通り取り下げることとしたので、経営診断受診促進助成金交付要綱第１６条に基づき、届け出ます。

 記

１．事業者名 　　 　：

２．代表者名 　　 　：

３．所在地 　　 　：

４．電話番号 　　　 ：

５．中小企業診断士等名 ：